
令和 7 年 第 3 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 3 日)

令和 7 年 9 月 1 9 日 (金曜日)

議 事 日 程 (3)

令和 7 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 諸般の報告

- 第 2 議案第 48 号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 49 号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 50 号 芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 51 号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 52 号 令和 6 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議案第 53 号 令和 7 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議案第 54 号 令和 7 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 55 号 令和 7 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10 議案第 56 号 令和 7 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11 議案第 57 号 令和 7 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 12 認定第 1 号 令和 6 年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第 13 認定第 2 号 令和 6 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第 14 認定第 3 号 令和 6 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 15 認定第 4 号 令和 6 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 16 認定第 5 号 令和 6 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第 17 認定第 6 号 令和 6 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第 18 認定第 7 号 令和 6 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第 19 認定第 8 号 令和 6 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第 20 承認第 3 号 専決処分事項の承認について
- 第 21 承認第 4 号 専決処分事項の承認について

【 出 席 議 員 】 (10名)

1 番 長島 毅	2 番 田中 太	3 番 香田 一之	4 番 中西 智昭
6 番 本田 浩	7 番 松岡 泉	9 番 内海 猛年	10 番 妹川 征男
11 番 川上 誠一	12 番 辻本 一夫		

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 2名

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二	モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好
会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功	企画政策課長	本郷宣昭
芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉	都市整備課長	小田武文
税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩	住民課長	溝上竜平
福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司	産業観光課長	浮田光二
芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	横田和雄

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

全員起立、礼、着席願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長 辻本 一夫君

日程第 1. 諸般の報告

まず、日程第 1、諸般の報告を行います。

貝掛俊之議員の辞職に伴い、欠員となっておりました総務財政常任委員会の委員長が、芦屋町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により互選され、内海猛年議員に決定いたしましたので、御報告いたします。

お諮りします。日程第 2、議案第 48 号から日程第 21、承認第 4 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 内海 猛年君

報告第 12 号、令和 7 年 9 月 17 日、総務財政常任委員会委員長、内海猛年。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 48 号、満場一致、原案可決。

議案第 49 号、満場一致、原案可決。

議案第 50 号、満場一致、原案可決。

議案第 52 号、満場一致、原案可決。

議案第 53 号、満場一致、原案可決。

議案第 56 号、満場一致、原案可決。

議案第 57 号、満場一致、原案可決。

認定第 1 号、賛成多数、認定。

認定第 2 号、満場一致、認定。

認定第 7 号、満場一致、認定。

認定第8号、満場一致、認定。

承認第4号、満場一致、承認。

以上、報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 中西 智昭君

報告第13号、令和7年9月17日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、中西智昭。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第51号、満場一致、原案可決。

議案第53号、満場一致、原案可決。

議案第54号、満場一致、原案可決。

議案第55号、満場一致、原案可決。

認定第1号、満場一致、認定。

認定第3号、賛成多数、認定。

認定第4号、賛成多数、認定。

認定第5号、満場一致、認定。

認定第6号、満場一致、認定。

承認第3号、満場一致、承認。

承認第4号、満場一致、承認。

以上、報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず日程第２、議案第４８号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第２、議案第４８号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第４８号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第３、議案第４９号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第３、議案第４９号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第４９号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第４、議案第５０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第４、議案第５０号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第51号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第52号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第53号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第５３号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第８、議案第５４号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第８、議案第５４号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第５４号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第９、議案第５５号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第９、議案第５５号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第５５号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１０、議案第５６号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１０、議案第５６号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第５６号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第１１、議案第５７号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第57号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第57号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第12、認定第1号の討論を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

認定第1号、令和6年度芦屋町一般会計決算の認定について、反対の立場で討論に参加します。

芦屋町は平成31年度、ばら色に塗り固めた芦屋港活性化基本計画を策定し、夢を追い求め続けてきましたが、それはどこまでも夢見る夢でしかありません。私は玄海レク・リゾート計画が破綻した経緯を知る者として同じ道をたどるのではないかと、当初より実現不可能な課題があることを指摘し続けてきました。

令和6年度の一般会計予算についても反対した者として、予算を執行した芦屋港活性化推進費について認めるわけにはいきません。

令和6年度の芦屋港活性化推進費の予算として、業務委託として、外部人材業務委託、Web3基盤構築業務委託、芦屋港活性化事業整備計画策定業務委託、サウンディング型市場調査業務委託が計上されていました。

また、設計委託として広場等整備設計委託、飲食直売施設整備設計委託などの合計として、1億3,600万円が計上されていました。しかし、計画どおりに進まず、実際に予算が執行された金額は、減額されて5,800万円になっていますが、至極当然なことです。

決算の認定について、反対する理由として4点あげています。

1つ目は、基本計画が策定されていない今日までに、レジャー港化の管理運営組織の将来イメージ、外部人材体制の強化及び今後の事業推進体制等に向けての構想の下、今日まで費用総額は今年度予算を加えて約3億4,000万円になると考えています。加えて、県の事業であるボートパーク内の波除堤と魚釣施設、砂置場の移転費用は、基本計画の概算事業を大幅に超えているではありませんか。このように、身の丈に合わない中、次々と税金をつぎ込んできました。

2つ目は、芦屋港レジャー港化の舞台となる芦屋海岸は、響灘から吹きすさぶ強風に植樹した松は飛砂に埋もれるなど、荒廃化した浜辺になってしまっています。芦屋海岸は、まさに人為的

な災害です。このような背後地に、芦屋港レジャー港化施設を整備する発想に私は唖然としたものです。こうした状況でありながら、芦屋海岸を前町長は、1丁目1番地とか海の魅力とか言っておられましたが、客観性のない絵空事にすぎず、現状に、正面に向き合うという行政の基本を欠いており、むなしく空々しい言葉でありました。もはや芦屋港レジャー港化を推進する場合にはありません。

3つ目として、芦屋港から搬出入する砂業者の大型トラックは、北側に移転した荷置場には大量の砂が山積みになれ、以前にも増して頻繁に町中を運行しており、地域住民の不安は計り知れません。

最後に、大型プロジェクト計画でありながら、住民説明会、懇談会を一度も実施することなく、次々と予算が執行されてきました。まさに、町民をないがしろにした愚策であり、町民からの理解は到底得られないのではないのでしょうか。

よって今後、全天候型施設を英断をもって中止したように、芦屋港活性化推進室を解消し、芦屋港活性化推進室の予算を計上せず、町民の生活に密着した福祉、教育などの予算に充てることを期待して、一般会計決算の認定について反対するものです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありますか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

認定第1号、令和6年度芦屋町一般会計決算の認定について賛成をいたしますが、問題点を述べて討論に参加いたします。

令和6年度の当初予算は、医療費の無償化を18歳まで拡大。2点目に給食費の全額補助。3点目に高齢者世帯エアコン購入助成、補聴器購入助成。4点目に第2子以降の保育料の無償化など、議会からの提案による切実な住民要求の実現が計上されており、問題点もありましたが全体として評価できる予算であったので、賛成をいたしました。予算案に賛成したのですから、決算に賛成しなくては整合性がとれないので、問題点を指摘して賛成いたします。

問題点として、国と自治体によるマイナンバー制度の押しつけです。そもそもマイナンバー制度は、政府が国民一人一人に、生涯変わらない番号をつけ、他分野の個人情報をもつづけて利用できるもので、プライバシー権の侵害の危険性を持つ重大な問題があります。

2021年からは、マイナンバーカードと保険証のひもづけができるようになり、昨年12月2日からは現行保険証を廃止して、マイナ保険証を基本とする仕組みになり、一本化を進めています。

一本化と言え、様々な煩雑な手続が1つに効率化されるように聞こえますが、実態は真逆で

す。保険証の廃止以降、医療機関の窓口で利用情報を確認する証明書は、期限切れ保険証の暫定的な運用を含めると、少なくとも9種類あります。

第1にマイナンバーカード、2に顔認証マイナンバーカード、3に顔認証なしマイナンバーカード、4に資格情報のお知らせ、5に資格確認書、6マイナポータルのPDF、7被保険者資格申立書、8スマートフォン、9従来の健康保険と9種類あります。事務手続が効率化するどころか、より煩雑となり、利用者や現場は混乱しています。

デジタル庁は、次期マイナンバーカードを26年に導入する予定ですので、さらなる混乱も懸念されます。

今急がれるのは、12月に迫った保険証利用停止を撤回することが喫緊の課題となっています。自治体のデジタルDX化等を進めるためには、個人情報を保護し、安心と信頼、透明性がしっかりと保護され、住民自治と団体自治という地方自治の原則が貫かれることが最も重要であることを、申し述べて討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に日程第13、認定第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に日程第14、認定第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

芦屋町の国保会計では、3年間に分けて国保料の値上げが決められており、今後も国保税の値上げが進められます。全国の自治体をみても、1,736の自治体の33%、560自治体が今年度引き上げています。年収400万円の4人家族、夫と専業主婦の妻と小学生のこども2人のモデル世帯で、2018年の33万8,000円から2025年には40万5,000円と増加しています。

値上げの背景には、2018年から始まった国保の都道府県化があります。従来、市町村ごとに運営していた国民健康保険制度を都道府県単位にすることで、自治体の保険料軽減措置、一般会計からの繰入れを抑制する狙いがあります。

政府は保険料の統一化を掲げ、標準保険料率の導入や、自治体に医療削減を促す保険者努力支援制度などを通じ、自治体の独自支援を制限し、住民負担を増やしています。国民健康保険加入者の約4割は年金生活者の無職、約3割はフリーランス、請負労働者などの低所得層が多くを占めています。

地方自治体の本旨や自治体の条例制定権を保障しており、自治体が独自に公費を繰り入れることは可能です。自治体には、一般会計からの繰入れを行うことが求められています。それと同時に、制度開始時には低所得者の多い国保は公費で賄う必要があるとして、45%の国庫負担をしていましたが、度重なる引下げを行っている国の責任は重大です。

全国知事会や特別区長会、全国市長会、全国町村会も、国に対して国庫負担引上げと協会けんぽの負担水準にするために、1兆円の繰入れを求めています。

議会をあげて、保険料の引上げではなく国庫負担の引上げを求めていくことを呼びかけて反対討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に日程第15、認定第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

認定第4号、令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について反対の立場から討論します。

反対する理由の1つには、高い保険料を改善することなく放置してきたことです。そもそも後期高齢者医療制度は、これから増え続ける高齢者をこの制度に囲い込んで、上がり続ける保険料をかけるという非情な制度です。本来であれば、際限なく上がり続ける保険料を、下げる努力を意識的に行わなければ制度が破綻するという前に、75歳以上の高齢者の方々の生活が破綻してしまいます。

芦屋町が加入する地方自治体の一種でもある広域連合は、あらゆる施策を進める際に、当然被保険者の生活実態に思いをはせながら施策を行う、住民の福祉の増進のために施策を進めるのは当然のはずであります。

ところが、今年度の1人当たりの保険料は、厚生労働省によると全国平均保険料は年額8万6,306円、月額7,192円、約7,200円となっています。こうした厳しい高齢者の実態に、広域連合がそれに即した対応をしているとはとても思えません。

2点目に、ITに不慣れな後期高齢者のマイナ保険証の使用は混乱が起き、マイナ保険証の所持の有無にかかわらず、全員に資格確認書が職権交付されています。医療機関や薬局などでは、マイナ保険証利用勧奨が行われていることもあり、高齢者からはどのカードを持っていけばいいのか分かりにくいとの声が上がっています。

このため、保険証に対する対応が二転三転する事態になったのは、そもそも現行の紙の保険証を廃止したことが問題の根本となっています。

保険料の滞納者への差押えなど様々な問題を抱え、高齢者の生活を破壊する後期高齢者医療制度の一刻も早い廃止を求めて討論を終わります。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に日程第16、認定第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に日程第17、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に日程第18、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に日程第19、認定第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に日程第20、承認第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、承認第3号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

次に日程第21、承認第4号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、承認第4号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれの再付託の申出があつています。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和7年第3回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

全員起立、礼。お疲れ様でございました。

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員